

男女平等参画社会の実現に向けた取組の推進に関する意見書（案）

現在、我が国において、女性の社会進出促進と男女平等参画社会の実現が、喫緊の大きな政治課題になっている。我が国では約30年間に、働く女性が350万人増加するなど、様々な分野へ女性の進出が広がっている。しかし、女性の政治や政策決定への参加状況は依然として低く、男女の賃金格差や昇進昇格差別も大きく、管理職に就く女性もごく僅かである。夫婦同姓の強制や女性のための再婚禁止期間など民法の差別的規定も是正されていない。

女性の置かれた状況が改善されない原因は、政府が真剣に取り組む姿勢を取っていないことにある。平成22年12月策定の第3次男女共同参画基本計画では、女性であることを直接の理由にしない間接差別について、禁止対象の追加を検討・研究するという内容にとどまっている。正規雇用者と非正規雇用者の均等待遇実現のためのパート法改正も盛り込まれていない。民法改正についても、男女共同参画会議の答申で必要とされていたにもかかわらず、引き続き検討としか書かれていない。

女性差別撤廃条約に基づき平成21年に行われた国連女性差別撤廃委員会の日本政府報告審査では、「女性に対する差別撤廃の分野における最も適切かつ一般的で法的拘束力を有する国際文書として本条約を認識するよう締約国に要請する。」と厳しい勧告がされたにもかかわらず、政府はその後も女性差別の是正に十分に取り組んでいない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、女性の政策決定への参加促進、男女の雇用差別の是正、正規雇用者と非正規雇用者の均等待遇の実現、保育の量と質の抜本的拡充のための財源確保、介護離職の防止に向けた仕事と介護の両立のための制度の充実、民法の差別的規定の撤廃など、男女平等参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月 日

東京都議会議長 吉野利明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
女性活躍担当大臣
男女共同参画担当大臣

宛て